

○ 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令（平成十一年総理府・法務省令第一号）

改正案	現行
<p>(文書による届出)</p> <p>第一条 疑わしい取引の届出に関する政令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による届出をしようとする金融機関等（令第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による届出書を、主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融庁長官とし、令第四条各号に掲げる金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険会社、<u>保険業法（平成七年法律第百五号）</u>第二条第七項に規定する外国保険会社等及び<u>同法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者</u> 別紙様式第二号</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(文書による届出)</p> <p>第一条 疑わしい取引の届出に関する政令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による届出をしようとする金融機関等（令第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による届出書を、主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融庁長官とし、令第四条各号に掲げる金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険会社及び保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等 別紙様式第二号</p> <p>三・四 (略)</p>